

令和3年2月 高原町教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和3年2月9日(火) 10時27分～12時01分
- 2 場 所 高原町中央公民館 2階第2会議室
- 3 議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 教育長報告
 - 第3 議 事
 - 報告第5号 新型コロナウイルス感染症に伴う対応について
 - 報告第6号 町定期監査結果について
 - 議案第1号 教育委員会規則改正等について
 - 第4 その他
- 3 出席委員
- | | | | |
|------|-------|------|--|
| 教育長 | 西田次良 | | |
| 教育委員 | 有水りえ子 | 福丸幸治 | |
| | 後藤良文 | 温谷一浩 | |
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局
- | | | | |
|-------|------|-----|------|
| 教育総務課 | | | |
| 課長 | 末永恵治 | 対策監 | 酒井昭弘 |
| 係長 | 外村英樹 | | |

6 会議内容

◎開 会

10時27分

【1 開会】

西田教育長 開会を宣告する。

【2 議事録署名委員の指名】

西田教育長 議事録の署名人に、教育長と温谷委員を指名する。

【3 教育委員会の現況報告】

西田教育長 新型コロナの状況について、県独自の緊急事態宣言が2月7日で解除された。警戒レベルが4から3に下がった。それに伴い、県下全域を赤(感染急増圏域)からオレンジ(感染警戒区域)に変更となった。会食制限や原則県外との往来自粛制限は継続する。県の方が強調していたのは、レベルは移行するがまだまだクラスターが発生するなどの火種が残っている。今後、就職進学、野球のキャンプ等があるが、十分に警戒をしてほしいと言っている。

今月は報告事項が非常に少ない。学校関係では、1月26日「新燃岳を考える日」で、平成23年の大噴火から10年が経過した。子ども達もあの

時の小学校1年生が高校2年生、今の中学生も3歳から5歳ということで、記憶が非常に薄くなっているのではないかと思った。授業は各校工夫されていて、子ども達が当時の「新燃岳噴火の100人の記録」を見たり、当時の映像を見ると目を丸くして授業を受けていたという印象を受けた。訓練は、全校一斉での引き渡し訓練はしなかったが、各学校色々な工夫をして、広原小学校は引き渡しまでのシミュレーション、後川内小・中学校は合同で引き渡し訓練まで行っていた。狭野小学校は二通りの方法で、一つは親が迎えに来られない緊急の時には職員が近くの公園まで運ぶ方法、もう一つは迎えが来られるという状況で引き渡すという訓練をした。高原小中は合同で1月21日に訓練を予定していたが、新型コロナが感染急増して中止を余儀なくされた。当日報道が、新聞・ニュースであったが、実は報道もシャットアウトしていて、町の総合政策課の職員が映像を撮って報道に配信した。

1月25日に令和3年度の教育委員会関係の予算について、町長査定が終了した。

1月30日には、来年度の町費雇用の職員（会計年度職員）の面接を行っている。学校の複式解消や学力向上のために任用する学習指導充実推進教員、特別な支援を要する子どもたちの為に支援を行う特別支援教育支援員、また印刷業務や先生方の教材を作る時の補助を行うスクールサポートスタッフの任用の面接を行った。来年度のスクールサポートスタッフを高原小学校と中学校に配置する予定としている。

（補足説明）

末永課長

15日の自治公民館連絡協議会理事会については、本年度事業実施ができない事が多く、会費の返還をすることになり、2月1日の区長会において返還の手続きを行った。

酒井対策監

例年だと論文の表彰以外に一貫教育の実践報告並びに教育研究所研究発表という事で、町内の全教職員が参集し、ほほえみ館で実施している。コロナウイルス感染症拡大防止という事で、本年度はリモートでの開催を考えている。例年教育委員の皆様には参加のお願いをしていたが、本年度については表彰される方がここに集まり配信する。併せて一貫教育自体が、先生たちが集まる事が出来ないため発表等もない。

論文の表彰される方は研究論文部門で4人の先生、教育実践部門で2人の先生である。最優秀賞の高原小学校の大脇先生は、昨年度に続きという事で、大変素晴らしい論文を提出された。

教育実践部門が昨年度無かったが、研究というところになるとハードルが高い。応募に遠慮する先生もいた。

継続して頑張っている先生や初めて挑戦した先生には、奨励賞もある。

高原小学校の雪丸先生は、今年で9年連続論文を出している。来年度は10年目の節目の為、出してもらいたいと個人的には思う。

中学校の卒業式が3月16日、小学校が25日にある。卒業式については、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から来賓の皆様には自粛という形をとった。1月の校長会では決定しなかったが、最終的には各学校、地区の区長さんや民生委員、PTA役員等はすべて参加なしと決まった。できるだけ密を避けたいと、学校からの要望があった。教育委員や町役場は参加の方向で各学校に伝えていきたい。教育委員や町長のみになるため、来賓が非常に少なくなる。併せて時間短縮の為、教育委員会告示については今回はなしになる。しおりの中に文字として入れる。

～質疑～

後藤委員

1月30日の会計年度任用職員の採用試験は何名の受験者だったか。2月9日の環霧島会議教育専門部会の内容はどういったものか。

～回答～

末永課長

30日の会計年度任用職員採用試験については7名応募のうち1名の辞退者があり、6名の面接を行った。5名を採用予定である。内訳は学習指導員2名、特別支援員1名、スクールサポートスタッフ2名となっている。

本日の環霧島会議は、今まさに教育委員会執務室内で行っており、江田補佐が出席している。今年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため事業ができていない。次年度の事業計画や各市町の取組事例等を話し合っている。

～質疑～

温谷委員

研究論文表彰は企画実行委員会で選考するのか。

～回答～

酒井対策監

企画実行委員会で選考するわけではない。表彰式が企画実行委員会で、論文選考については、教育委員会事務局と南部教育事務所に依頼して選考している。

～質疑～

温谷委員

委員長がいない場合は、部署ごとで選考されるのか。

～回答～

酒井対策監

応募数が多いため、町の教育委員会である程度絞る。その後を南部教育事務所に依頼する。

【4 議事】

《報告第5号 新型コロナウイルス感染症に伴う対応について》

(説明)

末永課長

県独自の緊急事態宣言が1月22日までだったのが2月7日まで延長され、22日までとしていた施設等の利用中止を2月7日まで延長した。8日から緊急事態宣言が解除され、県全域が感染急増圏域から感染警戒区域へ変更された。本町の対応も警戒レベル3(B-3)となり公務や私事については原則禁止から必要性を検討に緩和された。知事も申されたが、安全宣言ではない。引き続き警戒が必要ということで、部活動も町内に限定している。社会教育施設や社会体育施設についても西諸圏域の団体、個人としている。また学校の体育施設の貸し出しについては、学校の部活動の関連から少年団の活動のみとし一般の貸し出しについては、利用制限をしている。

～質疑なし～

《報告第6号 町定期監査結果について》

(説明)

末永課長

1月28日、29日に定期監査が実施された。28日が監査室での監査、29日が現地調査であった。監査の結果については、概ね良好とされた。総合運動公園と施設の使用料について、指摘ではないが管理運営方法等について他自治体を調査し、精査されたいとの事であった。内容については、例えば、中央公民館の会議室の照明を未使用という事で使用料を取っていないなかったり、同じ時間帯で使用していても使用料を取っていたりという具合であり、適正な規定を設け、統一した見解で徴収するようにとの事であった。

～質疑～

後藤委員

教職員住宅で駅前と二葉とあるが、何棟あり何名の利用があるか。

～回答～

末永課長

駅前の商工会の所は単身の教職員を対象にしているが、入居は3部屋あり1部屋空いている。

外村係長

単身向けの教職員住宅がもう一箇所二葉にあり、6部屋のうち4部屋埋まっている。

～質疑～

福丸委員

駅前と二葉以外の状況についても教えてほしい。

～回答～

外村係長

教職員住宅は世帯向けと単身向けがある。世帯向けは校長先生と教頭先生それぞれ6校の2戸で12戸、単身向けは駅前に4戸、二葉に

6戸用意している。世帯向けの空き状況は、広原小学校校長住宅が1戸空いている。監査の時に事務局側の率直な意見として申し上げたが、現在教職員住宅に住まわれる先生のニーズは減っている。理由は、いろいろあるが、まず新規採用職員が高齢になっており、単身ではなく家族を有している。以前は出身地の学校に赴任するという事は無かったが、関係のある先生方が戻ってこられた。自分の所の実家に住めるため、借家に住む必要がない。教職員住宅を今後存続していくのかという問題がある。学校の先生ではない方に買ってもらうか貸すなどで、町全体で考えていかないといけない。

有水委員

小林市には校長、教頭住宅はないと聞いており、一般の賃貸物件を借りられているようだ。高原町は独自に教職員住宅を供給しているが、間近では並木の高原中学校教頭住宅が一番新しい。他の市町村と比べた時に高原町だけであれば、今後は空きが出た場合に他の方に譲渡することも検討していった方がいいのではないかと感じた。

《議案第1号 教育委員会規則改正等について》

(説明)

外村係長

議案第1号で規則改正5本、要綱改正1本の説明を行う。規則については議会の承認を得ずに首長の決裁で改正できる案件である。まず教育委員会で諮り、内容が承認されたのを正規の手続きを得て規則の改正をする。要項についても同じである。

規則改正をする理由は、規則そのものの訂正があった。中身を見ると引用条文がずれている。もう一つは、共同学校事務室を高原町に設置したい。現在においては共同学校事務室が共同実施として存在している。学校教育法の第37条に学校の事務職員は事務をつかさどるとある。以前は事務に従事するとあった。

各学校に事務職員は1名しかいない。相談する相手がいない。共同処理をすることによって、事務の効率が上がる。それが狙いである。共同実施は県レベルで実施した組織である。共同学校事務室とは、法律によって設置可能とした組織である。共同実施は任意組織、共同学校事務室は法に基づいた組織である。法律が求める理念は事務職員の方の主体的な参画が期待されている。これらの理由から学校における事務の合理化、それに伴う学校の働き方改革を重視している。共同学校事務室に変更するのは、事務職員が仕事を吸い上げて一元的にやれるかが問われている。

共同学校事務室の室長は従前どおり高原小学校の事務職員を充てる。副室長は、県費の学校事務の正職員から選ぶのが望ましいと考えている。

規則

- 1 高原町教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

- 2 高原町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 3 高原町教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する規則
- 4 高原町立学校管理規則の一部を改正する規則
- 5 高原町共同学校事務室設置規則

要綱

- 1 高原町立小中学校事務処理規程の一部を改正する要綱

について説明する。

～質疑～

- 1 高原町教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則
～質疑なし～
- 2 高原町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
～質疑なし～
- 3 高原町教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する規則
～質疑なし～
- 4 高原町立学校管理規則の一部を改正する規則
～質疑なし～
- 5 高原町共同学校事務室設置規則
～質疑なし～
- 1 高原町立小中学校事務処理規程の一部を改正する要綱
～質疑なし～

議案第1号 教育委員会規則改正等については、事務局提案のとおり承認することに決定

【5 その他】

「児童生徒の指導状況について」

西田教育長 個人情報につき、非公開とすることに了承をとる。

非 公 開

次回定例会は、

令和3年3月10日（水）9時～

西田教育長 閉会を宣告する。

◎閉 会

12時01分

議事録署名委員

西田次良

湯谷一浩